

一 採取試験代行業における法定福利費の計上について 一

関係者各位

昨今の建設業界は、以前と比べて目まぐるしい変化を遂げています。

建築、土木業界において、社会保険の加入促進は重要な取組であることから、

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を国土交通省が策定しました。

法定福利費の適正な確保のために、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われています。

弊業界では高度成長期より、建設業の繁栄と活性化のために経済的協力をサービスとして行ってきておりましたが、それも限界に来ており、実質今日の請負金額に法定福利費を含むことのできない状態であり疲弊しておりました。時代の趨勢とともに東採協では今後の取り組むべき課題として、平成 27 年より法定福利費に対して話し合いを重ねてまいりました。

「会社の従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主である」を前提に、下請企業として自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠であり、第一として東採協会員企業の全社が 100%社会保険に加入することを周知し、達成することが最低条件であります。平成 28 年度に全会員企業が 100%加入していることが確認できました。これに伴い、法定福利費を明示した見積書を標準様式として確立いたしました。

法定福利費の算出においては、弊業界の特殊な作業環境により、厚生労働省が定めている「特殊作業員」に当てはまるとし、原則として特殊作業員労務単価×各地域の保険料率で算出することといたしました。

複雑且つ特殊な作業環境であるが故の決定であります。今後におきましては、各元請け企業様のご理解とご協力の基、弊業界の事情をご理解いただきますようお願い申し上げます。

法定福利費の標準算出方法

法定福利費＝労務費×法定保険料率

法定福利費は、通常、1人当たりの平均労務賃金に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、現状の単価では、労働者の標準労務単価を下回っているため、法定福利費を確保することが困難です。そのため、厚生労働省が定める「特殊作業員労務単価」を『労務費』とみなして、これに各保険の保険料率を乗じて算出いたします。

【法定保険料率の算出例（令和 5 年 3 月度現状 東京都の場合）】

- ① 健康保険料率 10.00% ÷ 2 = 5.000%
- ② 介護保険料率 1.82% ÷ 2 = 0.910%
- ③ 厚生年金保険料率 18.300% ÷ 2 = 9.150%
- ④ 雇用保険料率 1.550%（労働者負担 0.600% 事業者負担 0.950%）
- ⑤ 労災保険料率 0.300%

合計 5.000% + 0.910% + 9.150% + 1.550% + 0.300% = 16.910%

令和 5 年東京都特殊作業員労務単価 ¥26,700 × 16.910% = 法定福利費 ¥4,515



令和 5 年 3 月

東試協コンクリート採取試験会社協議会